

令和6年4月18日提出

市が出資する一般財団法人(市の所管施設の指定管理者)へ、 適正な労働環境の確保について、改善を求めました。

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和6年4月18日
場所	—
内容	<p>市が出資する一般財団法人が指定管理者として管理を行っている施設に対する苦情相談があったことについて、指定管理の年度協定書に基づき、調査を実施し、当該法人へ改善通知をしたのでお知らせします。</p> <p>■調査期間 令和5年7月～令和6年3月</p> <p>■調査方法 当該法人からの報告書の提出及び聞き取り調査</p> <p>■改善通知の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none">○職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を就業規則の中に盛り込み、職場環境の規律を明確にし、職場で起こりうる労務トラブルを未然に防ぐことができるよう改善が必要であること。○職場内での労働者同士のあるいは労使間における課題の解決を図るために、できる限り協議の場を持ち、協議による解決に努めること。○労働者間でハラスメント等の紛争が生じた場合は、事案の内容や状況に応じ、相談者及び行為者間の関係改善に向けて適正な労働環境が保てるよう配慮すること。また、双方のプライバシーの保護のため、相談窓口担当者や労働者に対し職場におけるパワーハラスメント、プライバシーの保護に関する意識を啓発するための研修、講習等を改めて実施すること。○ストレスチェックを実施すること。○苦情相談の調査段階においても、必要に応じて労働者の代表及び外部有識者を入れるなど、発生事案の深刻化を未然に防ぐことができるよう改善すること。
問い合わせ先	諫早市 地域政策部 地域振興課 担当:水田・皆良田 電話番号:0957-22-1500(内線3530) E-mail:chiiki@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備考 (記事解禁日等)	